

外ヶ浜町三厩高齢者生活福祉センター寿楽園
居宅介護支援重要事項説明書

外ヶ浜町三厩高齢者生活福祉センター寿楽園 居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して、計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及び提供地域

事業所名	外ヶ浜町三厩高齢者生活福祉センター寿楽園 (外ヶ浜町三厩居宅介護支援事業所)
指定番号	青森県0272000316号
所在地	青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町7番地
管理者の氏名	所長 相内 彩子 (アイウチ サイコ)
電話番号	0174-37-2280
FAX番号	0174-37-3330
サービスを提供する地域	外ヶ浜町(三厩地区)及び今別町

(2) 事業所の従業者体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	事業所の管理・運営全般	1名(常勤)
主任介護支援専門員	介護支援専門員に対する指導・支援	
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	1名以上

(3) 窓口開設時間

月曜日から金曜日(祝日を含む) 午前8:00から午後5:00まで
(電話相談は24時間年中無休)

3. サービスの内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の調査
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

〈介護支援専門員の業務範囲〉

介護保険制度上、介護支援専門員の業務は居宅サービス計画の作成・他事業者等との連絡調整が主となります。介護支援専門員が、ご利用者様・ご家族様の便宜の為、日常の雑務や見守り、日常的な電話による安否確認、買い物、外出支援を代行することはできません。介護支援専門員がご利用者様の通院に付き添ったり、送迎する事は、生命の維持に関わるような緊急やむを得ない場合を除きできません。付き添いが必要な場合は、別のサービスをご利用いただく必要があります。

〈貴重品の管理〉

貴重品・金銭の管理は、ご利用者様・ご家族様の責任にて行っていただきますようお願い申し上げます。不要なトラブルや疑いを避けるため、介護支援専門員が出入りさせていただく場所には貴重品や金銭等を極力目に付く場所に置かないようご配慮お願いいたします。介護支援専門員は、ご利用者様の通帳を預かり保管したり、カードを預かりATMでお金を引き出すことはできません。ご自身で管理が難しい場合は、行政等の管理サービスをご利用ください。

4. 利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

※ 利用者の保険料滞納ため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額（1ヵ月当たり）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、介護保険者の市町村窓口にて「サービス提供証明書」を提出することで、全額払い戻しを受けられます。

(1) 基本料金

居宅介護支援料金

	金 額
要介護1・要介護2	10,860円
要介護3・要介護4・要介護5	14,110円

(2) 加算料金等

・初回加算 3,000円/月 新規に居宅サービス計画書を作成した場合加算。

※利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること

※24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること

※運営基準減算または特定事業所集中減算の適用を受けていないこと

※介護支援専門員1人当たりの平均件数が44件以上でないこと

※主任介護支援専門員などを配置しており、常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること

※地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること

※介護支援専門員に対して、計画的に研修を実施していること

※他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会を実施していること

・入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,500円/月
（利用者入院してから3日以内に、病院や診療所の職員に必要な情報を提供した場合）

・入院時情報連携加算（Ⅱ） 2,000円/月
（利用者が入院してから4日以上7日以内に、病院や診療所の職員に必要な情報を提供した場合）

・退院退所加算

退院退所加算 (I) イ : 1回を限度に4, 500円 連携1回カンファレンス参加無
 退院退所加算 (I) ロ : 1回を限度に6, 000円 連携1回カンファレンス参加有
 退院退所加算 (II) イ : 1回を限度に6, 000円 連携2回カンファレンス参加無
 退院退所加算 (II) ロ : 1回を限度に7, 500円 連携2回カンファレンス参加有
 退院退所加算 (III) : 1回を限度に9, 000円 連携3回カンファレンス参加有

・通院時情報連携加算 500円/月

・緊急時等居宅カンファレンス加算 2, 000円/利用者1人につき1月に2回

(病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、利用者に必要な居宅サービス等の調整を行った場合加算。)

・ターミナルマネジメント加算 4, 000円

(死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合)

・当事業所所在地は厚生労働大臣の定める地域に所在するため、特別地域加算として基本料金の15%が基本料金に加算されます。

・通常のサービス提供地域外であり、中山間地域に居住する者へサービスを提供した場合には5%が基本料金に加算されます。

※減算(基準を満たさない場合には、次の金額(単位数×10円)が減額されます。)

高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数
業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数

指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定します。

・介護従事者の賃金向上や職場環境の改善を行うことを目的として介護職員等処遇改善加算(総単位数の2.1%に相当する単位数)が加算されます。

(3) その他の費用

事業所は、通常の事業の実施地域以外の地域に居宅する利用者に対し行う居宅介護支援に要した交通費について、事業実施地域を超えた地点から自動車走行距離が片道1km増す毎に50円を実費徴収します。

5. 居宅介護支援の提供にあたって

(1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

(2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

(3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えてください。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

主治医	主治医	
	連絡先	
家族	氏名	
	連絡先	

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

- ・主任介護支援専門員を管理者として配置しています。
- ・利用者及びその家族はケアプランに位置付ける事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。

12. 虐待の防止

入所者の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応に努めます。虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し職員の研修ならびに虐待の防止に関する措置を適切に実施します。

1 3. 苦情相談口

①サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

- ・ご利用相談室： 窓口担当者 介護支援専門員
- ・ご利用時間： 毎日 8:00～17:00
- ・ご利用方法： 電話（0174-37-2280）又は面談・文書

②公的機関として次の機関に苦情申し出ができます。

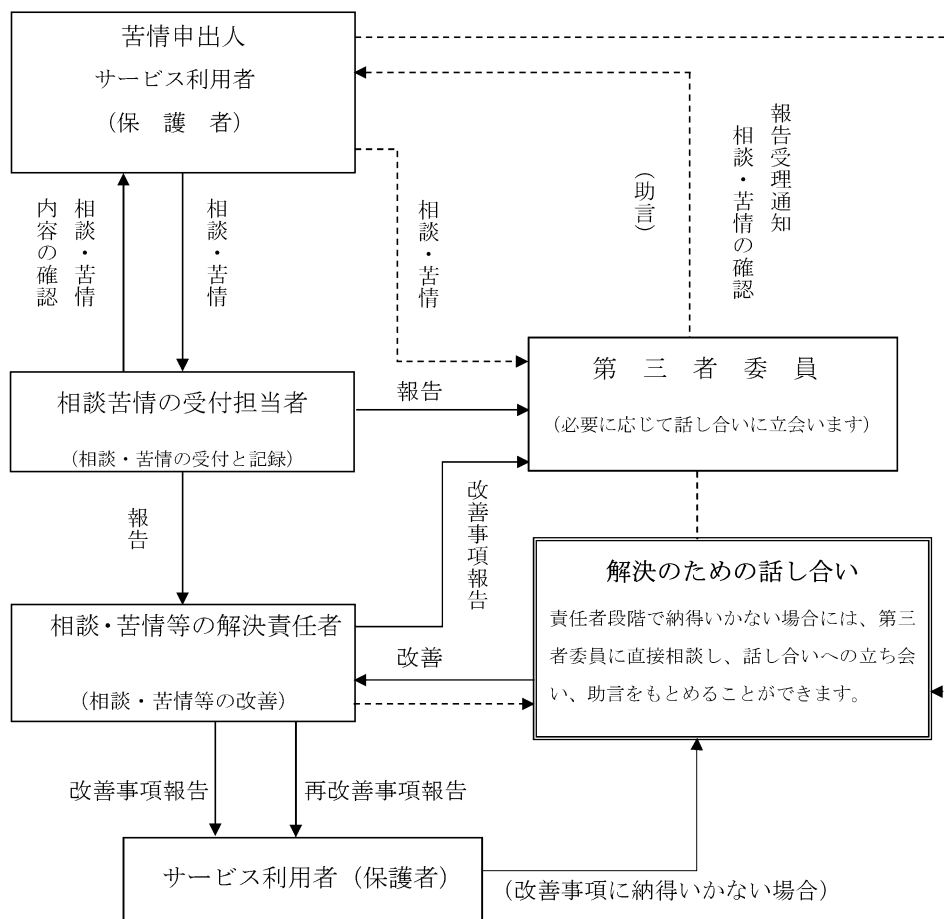
- ・青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会） 017-723-1336
- ・その他利用者の介護保険を担当する市町村役場

③苦情解決第三者委員

- ・苦情解決第三者委員は公平中立な立場で苦情を受け付け、相談を行います。

【 サービス内容に関する相談・苦情の受付と対応・解決 】

当事業所の提供したサービスに対して不満や苦情がある場合には、以下の窓口までお申し付けください。誠心誠意対応いたします。



※当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ア 外ヶ浜町役場三厩支所生活課 0174-37-2001
- イ 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会） 017-723-1336

14. 損害賠償

当事業所において、事業所の責任により利用者様に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者様に故意又は過失は認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついて重要な事項を説明し、交付しました。

〈 事業所 〉

事業所名・所在地 青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町7番地
外ヶ浜町三厩居宅介護支援事業所 (指定番号 青森県0272000316号)
管理者名 所長 相内 彩子 ⑩

説明者名 ⑩

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け同意しました。

〈 利用者 〉

住 所

氏 名 ⑩

〈 利用者代理人 〉

住 所

氏 名 ⑩ (続柄 :)

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私()及び代理人()は、社会福祉法人あじさい会が、私及び身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1)介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2)利用者の関わる介護計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3)医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4)利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5)利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6)行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7)その他サービス提供で必要な場合
- (8)上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- (1)個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2)個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

本人(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代 理 人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄(利用者との関係) _____